寄稿３

世界の知財庁、その実像
―イスラエル特許庁―

ノア・アミット　　仮訳：特技懇編集委員会

1. はじめに

イスラエル特許庁（ILPO）は、イスラエル国エルサレムのテクノパークの中にあります。

ILPOの庁舎は、日曜日から木曜日の午前8時30分から午後1時30分まで開庁しており、この間は一般市民に開放されています。この時間内には、一般市民はILPOの資料室で刊行物（大半は英語版）を閲覧できる他、登録された特許や特許出願（最初の出願日から18か月以上経過したもの）に関する情報を調べることもできます。このような情報は、いずれもILPOのWebサイト（www.patents.gov.il）からオンラインで入手することもできます（Webサイトはヘブライ語と英語の2か国語で閲覧可能）。

知財（IP）は、近代経済において最も重要な資産の一つであり、国家の経済発展においても重要です。イスラエルは革新的な国であり、多数のハイテク企業が事業を展開していることから、特許の出願件数が増加しています。

そのためILPOは、数多くのユーザーに効率的で有益な最善のサービスを提供するために様々な対策を講じています。

2. イスラエルにおける知財の概要

2.1ILPOの基本情報

ILPOの主要な役割は、関係する法律に従って、産業財産の保護を受けるべきものに対して、特許権の付与並びに意匠、商標、及び原産地名称の登録を行うことにより、イスラエルにおいて産業財産を保護することです。

ILPOに対する上述の特許出願及び登録申請はILPOにおいて審査され、他者の正当な権利を侵害しないように独占権が付与され、産業財産の所有者の正当な権利を保護します。

ILPOは、2006年3月8日（ユダヤ暦8 Adar 5766）の政府決議第4722号に基づいて運営されています。この政府決議により、ILPOは、特許庁長官を最高責任者とする独立した執行機関として運営されることが規定されました。また、ILPOの行政機関としての地位は、2011年に特許法改正第9号にも明記されました。

ILPOの長官は、特許部門、意匠部門、及び商標部門の長も兼任しています。

またILPOは、登録された権利に関する一般市民への情報提供、資料室の運営と公報発行サービスの提供、さらには世界知的所有権機関（WIPO）のような知的財産権の保護に取り組んでいる国際機関との連絡調整に対しても責任を負っています。

ILPOは、1996年から国際特許出願（PCT出願）の受理官庁となっており、また2010年からは、マドリッド協定議定書による国際商標出願の本国官庁(office of origin)にもなっています。

2012年6月1日現在、ILPOは国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を行っています。

特許出願手続の部門は、出願人又は発明者が出願書類やその他の書類を提出するために、最初に訪れるILPOの部

門です。したがって、同部門の職員は、出願に不可欠な初期情報を提供することに努めており、また、一般市民にとって利用しやすい環境を整備し、ILPOにおける手続にも非常に精通しています。同部門は、出願への対応、特許の更新、特許証の発行、特許に関する定期刊行物の作成、弁理士登録の管理、ILPOのWebサイト上のデータの更新といった様々な役割を担っています。同部門はこれらの業務を遂行しつつ、一般公開のために指定されているすべての情報が、ILPOのシステムでの処理後に、可能な限り迅速、確実にWebサイトで公開されるようにしています。新たにオンライン出願サービスの提供開始が予定されているため、この部門の業務は来年中に大きく変わる見込みです。

特許審査の部門は、少なくとも100人の特許審査官を擁するILPOで最大の部門であり、国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を開始する前の準備の段階でこの規模に達しました。特許審査官のほとんどは、様々な分野で修士以上の学位を有しています。特許審査官は、サーチ、品質管理、国際調査機関／国際予備審査機関としての業務遂行、特許審査ハイウェイ（PPH）をはじめとする、様々な研修を定期的に受けています。この部門の業務は、適時性と品質を維持するために厳重に管理されています。

イスラエルの出願人の多くは、ILPOを第1国として国際特許出願し、外国でも特許を取得しようとしています。PCT部門は、受理官庁として国際特許出願を受理し、特許協力条約（PCT）に従ってそれらを処理します。イスラエルの居住者及び／又は国民は、受理官庁としてのILPO又は国際事務局（IB）を通じて、国際特許出願書類を提出する資格を有しています。最近ILPOは、国際調査機関／国際予備審査機関としての業務を開始しており、PCT部門はこの新しい業務と関連する手続を管理しています。

商標部門は、イスラエルにおける商標の登録に対して責任を負っています。2010年以降、この部門はマドリッド協定議定書に基づいて業務を運営するようになり、イスラエルにおける商標出願件数の全体的な増加につながりました。

意匠部門は、イスラエルにおける意匠の登録に対して責任を負っています。この部門における業務は、ITシステムの導入に伴って絶えず改善されています。

法務部門は、特許、商標、及び意匠部門の長に対する、ILPOにおける法的手続を担当しています。これには、異議や取消といった二者間の対審手続の他に、各部門の行政処分の決定に関する一方のみの当事者の訴えも含まれます。中間決定を含む決定はすべて、ILPOのWebサイト（ヘブライ語）で閲覧することができます。またこの部門は、

イスラエル特許庁の機構図

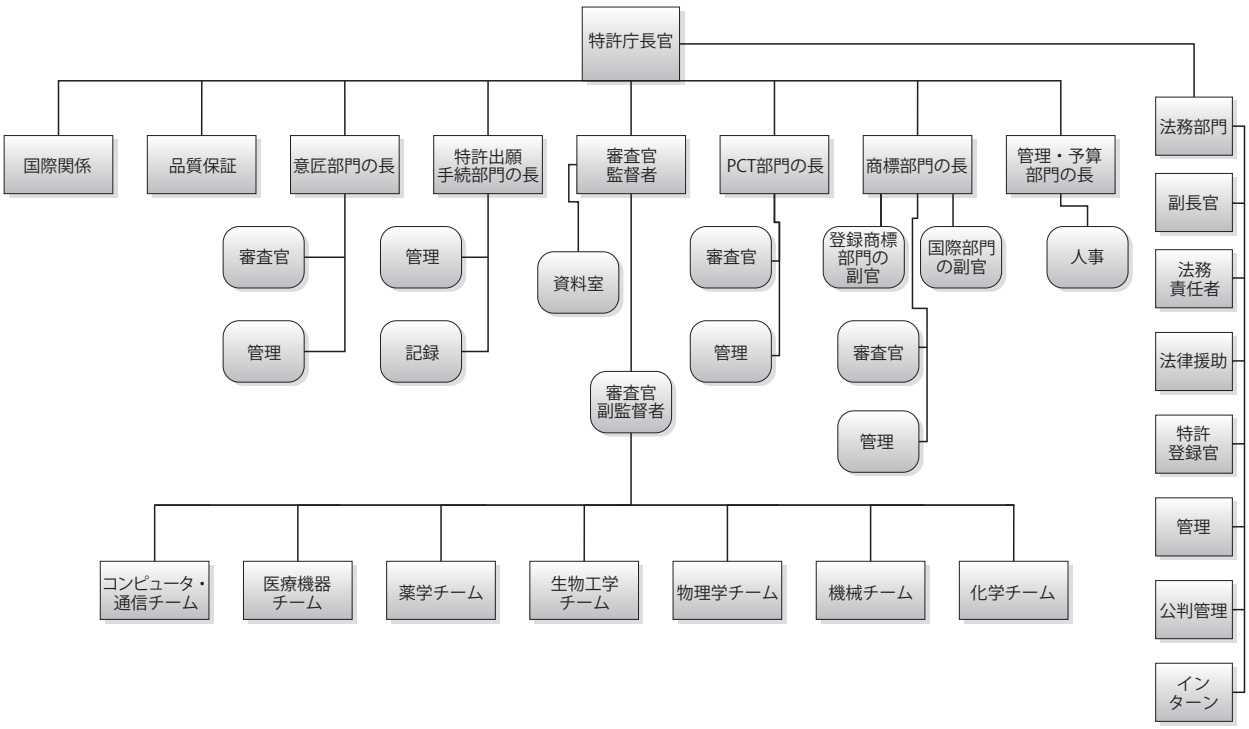

新しい法案の起草にも関与するとともに、クネセト（イスラエル国会）で法案の説明も行います。

2011年以降は、ILPOのすべての部門が、品質に関するISO 9001規格の要件に従って業務を遂行しています。

-知財制度

ILPOは、特許法5727-1967、特許意匠規則、商標規則（新版）5732-1972、及び原産地名称・地理的表示法5725-1965に基づいて活動しています。

長官、副長官、及び法務責任者は、審査官の決定に対する不服、特許・意匠・商標に対する異議、並びにそれらの取消の登録及び申請における裁定を行う権限を有しています。

-統計

特許出願、国際特許出願：

2001 ～ 2011年における特許出願件数および特許付与件数

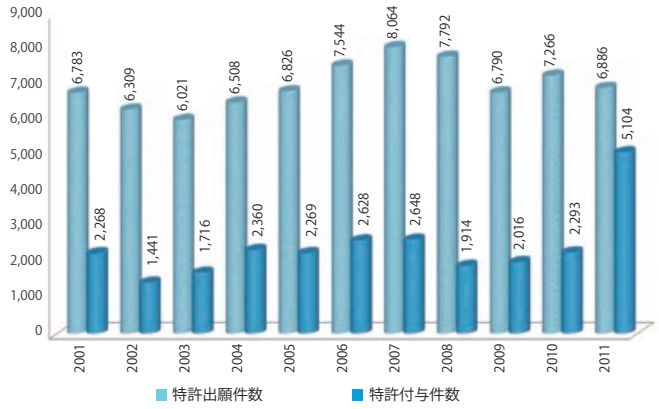

2011年における特許出願件数―分野別

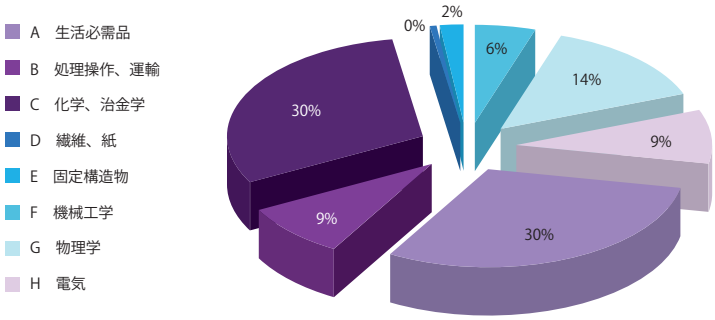

分野の分類はWIPOのWebサイトに準ずる
http://www.WIPO.int/classifications/ipc/ipc8/

特許に関するイスラエルの国際的な統計データ
＊全ての情報は、2011年度年次報告書の中で公表された、WIPOのデータベースに基づいています。

2010年における特許出願総件数－出願国別
（イスラエルは第17位）

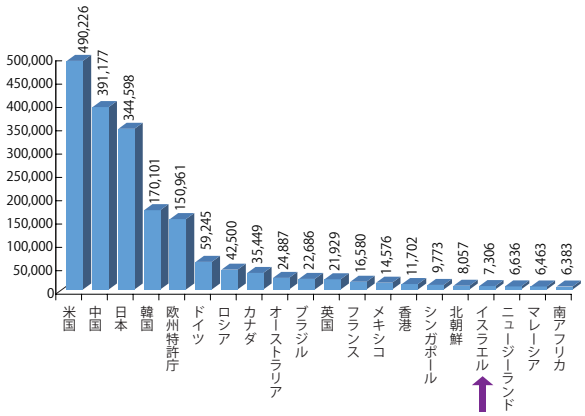

2011年におけるPCT出願件数―出願国別

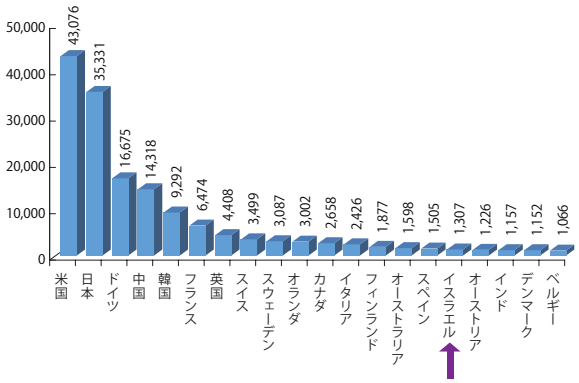

＊イスラエルは2010年と同じく第16位

2000 ～ 2010年における国民総生産（GNP）10億米ドル当たりの特許出願件数（イスラエルは第20位）

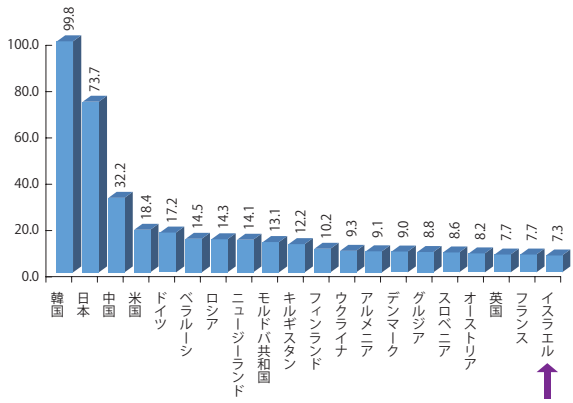

2000～2009年における分野別の特許出願比率：イスラエルとその他の国との比較

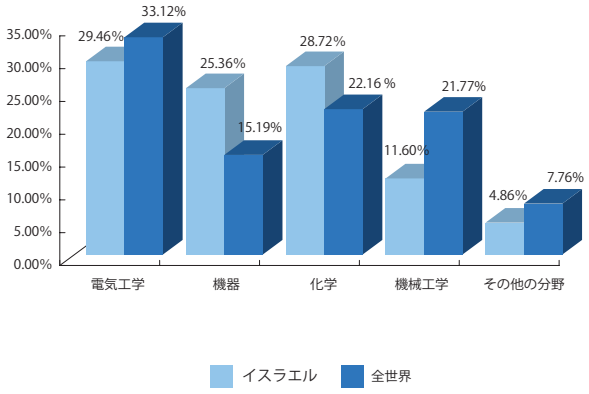

-国際協力

ILPOは、知財の国際分野において非常に積極的に活動しています。イスラエルの発明者のグローバルな活動と研究開発における協力関係を構築するために必要とされているからです。ILPOは、ユーザー全般、特にイスラエルのユーザーに対して、変動する世界のニーズに適合する幅広いサービスを提供しようと努めています：

ILPOはWIPOに加盟しており、特許協力条約による国際機関会議（PCT-MIA）、国際特許分類（IPC）、マドリッド協定議定書などの作業部会に参加しています。

ILPOは、毎年4月26日の世界知的所有権の日に向けたWIPOのイニシアティブに参加しています。

ILPOは、2011年末にILPOを訪れたJPOの代表団のように、各国特許庁から優秀な代表団を定期的に招待しています。

ILPOは、出願人及びユーザーに有用なセミナーを提供するために、各国の特許庁と協力しています。そうしたセミナーの一例として、2012年10月17日には、米国特許商標局（USPTO）と協力をしてPPHセミナーを開催しました。

ILPOは、審査官が確実に法改正や審査手続について絶えず最新情報を得られるように配慮しており、国内と国外の双方の専門家による研修を実施しています。

ILPOは、2011年7月に初めてPPHの枠組みに参加し、現在は、USPTO（PPH及びPCT PPH）、デンマーク特許商標庁（DKPTO）（PPH及びPCT PPH）、JPO（PPH及びPCT PPH）、フィンランド特許庁（NBPR）（PPH及びPCT PPH）、並びにカナダ知的財産庁（CIPO）と、5件のPPH協定を結んでいます。

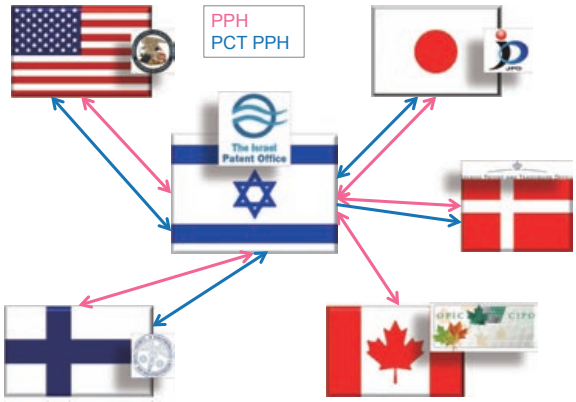

例えば、イスラエルの出願人は、2011年にはJPOに、413件の特許出願、64件の商標登録出願、及び20件の意匠登録出願をしており、一方で日本の出願人は、2011年にはILPOに、221件の特許出願、202件の商標登録出願、及び17件の意匠登録出願をしています。こうした数字からも、JPOとの協力関係がわかります。また他の特許庁との協力関係についても同様です。

2.2 イスラエルにおける知財の最近の話題と今後の見通し

2010年6月1日に行われた、マドリッド協定議定書へのイスラエルの参加に関する外務大臣の発表により、イスラエルは2010年9月1日から、マドリッド協定議定書の一部としての受理官庁及び本国官庁(office of origin)としての業務を開始しました。

これにより、85の条約加盟国のうちのいずれか1か国又は複数の国で商標の登録を希望する出願人及び商標使用者は、ILPOを通じて1通の国際出願書類を提出するだけで

よく、対象となるそれぞれの国において写しを提出する必要がなくなりました。同様に、イスラエルでも商標の保護を受けたいと考えている外国の出願人も、イスラエルを対象国に含めた1通の国際出願書類を提出すれば、同じく写しを提出する必要はなくなりました。

ILPOは、特許協力条約（PCT）に従って、2012年6月1日に国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を開始しました。

2009年9月、ジュネーブでのWIPOの年次総会で、イスラエルは国際調査機関及び国際予備審査機関として承認されました。この承認によってイスラエルは、知財分野において世界のトップランナーの仲間入りしたことになります。

WIPOの決議とそれに従った業務の開始により、知財分野におけるイスラエルの国際的地位がいっそう確立されるとともに、当該分野における同国の技術力も認知されはじめています。

イスラエルの特許出願人は、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願を積極的に行っています。2010年には、イスラエルはPCT出願から国内段階に移行した出願件数が世界第7位になりました。2011年には、イスラエルの出願人によるPCT出願の総件数が世界第15位でした。

この新たな業務の実施により、常に高まり続けるイスラエルの特許出願人の国際的ニーズに対して、一つの解決策がもたらされることになるでしょう。現在、イスラエル国民は、国際調査機関／国際予備審査機関である欧州や米国の特許庁で審査を受けることができます。ILPOは業務をイスラエル国内で実施しながら、便利かつリーズナブルな料金でサービスを出願人に提供することになります。

業務をイスラエル国内で実施することは、経済的にも有利です。登録されている知的財産権のためのインフラを整備して、そうした知的財産権を尊重する風潮を高めることは、経済的にも、技術的にもリーダーシップを示すことになります。弁理士などのサービス提供者は、イスラエルで国際調査機関／国際予備審査機関が利用できることによって恩恵を享受し、それにより出願人に提供するサービスを向上させることができるようになります。

2012年7月1日に施行した1967年特許法改正第10号により、優先日から18か月が経過したら、直ちに特許出願を公開することが義務付けられるようになりました。

改正特許法の第179条には、第三者が特許出願書類の請求の範囲に記載されている発明を利用する場合には、この第三者は出願人に妥当な使用料（補償金）を支払う義務を負うものとすると明記されました。前述の公開日から、特許権が付与されて公表される日までの間に発明を利用する場合には、第三者はライセンシーと同じように使用料（補償金）を支払うことになります。これには、以下の3つ条件を全て満たす必要があります。：

1. 出願に係る特許権が最終的に付与される。
2. 第三者の実施が、付与された特許権の侵害と見なされる。
3. 特許発明が、前述の公開された出願書類において請求の範囲に記載された発明と実質的に同一のものである。

公開された出願書類において請求の範囲に記載された発明の実施に関する権利は、特許権が付与された場合にのみ発生するものとされています。特許権が付与されたという事実が公表された日よりも後の利用は、改正第10号が制定される前と同様に、裁判所が何らかの救済措置を与えることができます。

イスラエルの特許法第16A項の改正第10号が制定される前は、ILPOは特許が付与されてから初めて、その特許出願を公開していました。改正後は、出願日から18か月後に、ILPOのオンライン・データベース上で特許出願の包袋が公開されます。包袋には、出願書類、及び出願人とILPOとの間でやりとりされた書類が含まれます。

このような改正により、主に以下の4つの点でILPOの特許審査官に影響があると考えられます：

1. アクセスのしやすさ：発送書類及び受付書類がすべてデジタル形式で保存されるため、より容易かつ簡単にアクセスすることができます。これにより、出願人と審査官がより迅速かつ効果的にコミュニケーションを取ることができます。
2. 先行技術調査：オンライン・データベースにより、イスラエルの特許関連書類に対する審査官の調査能力が向上しています。
3. 品質：包袋の書類を公開する結果、一般大衆からのフィードバックが可能となり、審査の品質が全体的に向上することが期待されます。その上、ILPO内での品質検査も、より容易に実施できるようになります。ILPOのデータベース上に収集された情報によって、より精度の高い統計分析が可能になり、その結果として関連する傾向をより的確に把握できるようになることが予想されます。

   さらにILPOは、審査において使用される条項をできるだけ標準化する取り組みも行っています。この取り組みの目的は、均一、明確、かつ的確な審査基準を設定することです。
4. 第三者の関与：上述の改正と、イスラエルの法律におけるその他の新たな改正条項により、審査手続への一般公衆の参画の拡大が促進されています。

   完全デジタル化によって誰でも包袋を閲覧できるようになったことにより、透明性が向上し、その結果としてイスラエルにおける知財関連サービスの水準が向上しています。

3. ILPOの職員

3.1 キャリアパス

政府機関であるILPOは、公務員任用委員会で選ばれた候補者を採用します。

ILPOの審査官には、以下の項目が網羅された研修の受講が義務付けられています：

・ILPOの役割と責務
・産業財産の様々な側面（特許、意匠、商標、原産地名称、及び地理的表示）
・特許法5727-1967（特許要件、明細書、クレーム、新規性、進歩性）
・国際条約：パリ条約及び特許協力条約（PCT）
・審査の手順、ガイドライン及び長官指令
・方式審査
・国防関連の発明

講義は、主要な弁護士及び弁理士の他に、学会やILPOからの協力者によっても行われます。

特許審査官は、オフィスのワークフローやニーズに応じて、ILPO内の他の部門で数か月間にわたり業務を行うことができます。例えば、2012年には、生物分野における特許出願の1次審査の滞貨がたった24か月分しかありませんでした。そのため、3名の特許審査官が勤務時間の半分を意匠部門での業務に充てて、増大する意匠の滞貨の処理を手伝うことができました。ILPOでは、特許審査官は複数の分野の業務を担当することができ、それによって多くの分野における専門的技術の知識を取得することもできます。

ILPOの特許審査官には、体系化されたキャリアパスが用意されており、特許審査官として5年間の実務経験を積んだ後に、試験を受け、所定の要件を満たすと、チームの管理職に登用される資格が与えられます。

審査官への10の質問

Karina Volkov 年齢：32歳 勤続年数：5年 学歴（専攻）：化学修士 職歴：なし 現在の職位（技術分野）：上級特許審査官（化学） 	**Nimrod Israel Chover** 年齢：32歳 勤続年数：1.5年 学歴（専攻）：材料工学（特にマイクロエレクトロニクス用材料） 職歴：犯罪現場捜査官（法医学）、光学及び写真撮影、軍事用装甲材の利用及び応用 現在の職位（技術分野）：特許審査官（電子機器及び医療機器）
知財では、あらゆる分野のアイディアが特許となり得ます。知財には、絵画や書籍から新しい薬品の処方まで、多様な分野があります。私の仕事は、毎日が勉強ですが、大変興味深くて意義深く感じています。	私が知財分野で働くことを選んだのは、発明の世界に深くかかわることのできる分野に携わりたかったからです。さらに、現在のイスラエル特許庁（ILPO）は、自分の発明について国際的な保護を受けたいと考えている発明者にとって、新たな魅力となっています。私にとってこの職場はダイナミックな精神に満ちあふれていると、いつも実感しています。
私の仕事は、生活の水準を向上させるのに役立ちます。 「大好きな仕事を見つければ、人生において一日たりとも働く必要はないであろう」—Jim Fox	仕事に対する私のモットーは、高い目標を持ち、絶えず新しい分野を学び、レベルの高いこの職場において必要とされる存在になることです。
私は自分の仕事が好きで、自分はこの仕事に向いていると思います。私は、自由に議論ができて助け合いの精神にあふれたプロフェッショナル集団の中で働いています。様々なセミナー、講義、ワークショップに参加でき、業務を支援するソフトウェアも活用しています。私は、私たちの職場の優秀な管理職を信頼しています。	私は、ILPOに入庁してすぐに、新規プロジェクトに取り組むことになり、私のチームが、目標を達成することが求められました。
私はいつか、ILPOのグループ・リーダーになりたいと考えています。	私は、知財分野、とりわけ知財分野における自国と他の国々との国際的関係についてのスキルを高め、特定分野のエキスパートになって、審査手続の最適化や新たなアイデアの確立に貢献できるようになりたいと思います。
知財は、経済成長と有益な技術革新を促進します。また、それによって国の発展の見通しを立てることができ、また効果的でダイナミックな競争を促進します。	知財分野は、世界の先進諸国と開発途上諸国の相互発展という点において、我が国に対して大きな貢献を果たしています。また、我が国は世界からの注目を集めて、国内の進歩の程度を示すこともできます。とりわけ知財に関して国際関係の構築に力を入れることにより、国際関係をさらに発展させることができます。
知財の良い側面は、創作者が一定期間にわたって自分の創作物に対する独占権を保有して、自分だけがその商品を販売してそこから利益を得ることができるということです。もう一つの利点は、創作者が自分の商品から独占的に報酬を得られるということになれば、より多くの商品を作ろうという創作者の創作意欲が向上し、その結果、生活が豊かになります。	知財の良い側面は、それによって進歩的な社会の構築が可能になり、発明の優位性が保たれ、発明者が社会の進歩に貢献するとともに、自らの利益を守れるようになることです。
知財の悪い側面は、著作権に関する法律が、新しいテクノロジーに対応できるところまで発展していないということです。著作権が切れてパブリックドメインとなったとしても、多くの恩恵があるとはいえません。また著作権は、多くの側面において制約が強すぎます。もう一つのデメリットは、権利を取得するための費用が高く、個人発明家には重い負担となる可能性があるということです。	残念ながら、新しいテクノロジーの時代という点を考慮すると、通商法全般と特に知財法の適用には依然として法律上の問題が伴っており、引き続きそれらの解決に向けて取り組む必要があります。そのためには、熟慮を重ねて、大胆な決断をすることが必要です。
私は、発明者の新たなアイデアと、審査手続を効率的にすることにより、知財の思想が普及することを期待しています。	特許は、前進するための方法であると考えるべきです。遠い将来には、過去（現在）の教訓を得ることにより、現在の特許に反映されているような、コミュニケーションや将来のテクノロジーの方向性に影響を受けながら、知財の発展を方向付けることになります。私は、国際的な意思疎通を多く取ることによって官僚的プロセスを短縮し、そしてそれにより、知財分野に関する知識の少ない一般の人々にまでその間口を拡大することが可能になることを期待しています。
私が知っているのは、JPOの審査官は専門性のレベルが高いということです。	私が知っているのは、ILPOがJPOとの間でPPH協定を結んでいるということです。また、JPOは特許審査の高い目標を達成していることも知っています。
審査書類の英訳があると、有用ではないかと思います※。さらに、私たちはJPOとの相互協力を楽しみにしています。	私は、JPOの法令が、ILPOの法令と、どのように類似しているかについて大変興味があります。皆さんとご一緒に仕事をすることを楽しみにしています。

※既に審査書類の英訳をAIPNにて提供しておりますので、ILPOにおけるAIPNの有効活用が期待されます。

3.2 日々の業務

審査官の就業時間は、日曜日から木曜日の午前7時30分から午後4時00分までです。各審査官には、それぞれ一定量の出願の審査（一次審査）と二次審査を行うことが求められます。そうした目標は、ILPOの監督委員会によって設定されました。監督委員会は、執行機関としてのILPOを支援しています。

2011年には、特許部門は7,596件の一次審査と8,911件の二次審査を実施して、ILPOの監督委員会が設定した目標を達成しました。

4. その他の話題

ISO 9001規格の要件に従って、2011年には、ILPOのユーザーに提供されたサービスに関する外部顧客満足度調査を匿名で実施しました。

2011年の調査は、匿名で行われた初めての調査でした。外部の企業に委託して、ILPOのメーリング・リストに登録されているすべてのメンバーに調査票を送付しました。調査に参加することになった一般ユーザーには、特許部門、意匠部門、商標部門、PCT部門、法務管理、商標登録、特許・意匠登録、及び法務部門というILPOのすべての部門に関する質問に回答するよう依頼しました。

調査では、参加者に、管理チームや審査官を含む様々な部門から受けたサービスの品質について回答を求めました。また参加者には、ILPOで利用可能なデータベースに対する満足度のほか、登録原簿の変更との関連で法的問題へ対応する際に受けるサービスについてのコメントも求めました。

	Yoaela Roash 年齢：30歳 勤続年数：1.5年 学歴（専攻）：化学修士 職歴：なし 現在の職位（技術分野）： 特許審査官（機械） 	**Eitan Oron** 年齢：38歳 勤続年数：6.1年 学歴（専攻）：財務会計、医用生体工学 職歴：銀行業務、遺伝子工学 現在の職位（技術分野）：上級商標審査官
質問1： あなたはなぜ知財（IP）の分野で働くことを選んだのですか？	私が知財分野で働くことを選んだのは、この分野に身を置いていれば、関心のある技術的進歩を有する発明に触れることができるからです。この仕事は有意義で刺激的で、しかもやりがいがあり、これはまさに私が職場に求めていたものです。	私は子ども時からずっと、「物事の仕組み」に興味がありました。知財分野で仕事をすることは、アイデアとそれが機能する仕組みを理解することだと思います。そのため、私は毎日、子どもの頃にやりたかったことをやっているのです。
質問2： 仕事に対するあなたのモットーは何ですか？	仕事は私の生活の大部分を占めており、私は常々、私に意欲と関心を抱かせてくれるこの職場でベストを尽くしたいと考えております。	「自分が最も関心を抱き、夢中になれるものを見つけて、それに取り組め。」です。
質問3： あなたには、仕事においてどのような成功談や失敗談がありますか？	私はILPOで働くようになってから、これまで未経験の分野について学び始め、現在ではその分野にすっかり馴染んでしまいました。	成功―私は、自分たちのシステムに欠陥を見つけました。もしそれが見つかっていなければ、重大な問題が生じていたかもしれません。また、WIPOから通知を受け取る手順を自動化したときに、システムが誤った通知を読み込んでしまうという問題が発生しましたが、その問題を解決したこともあります。
質問4： あなたは将来（特に2030年に）、自分がどのようになっていると予想しますか	将来的には、自分の専門分野におけるエキスパートになり、その知識を使って世界中の特許庁と協力関係を構築したいと考えています。	仕事を通じて、いくばくかの成果を得て、知財分野の新たなトレンド、及びそれが進む方向性を学び、さらに社会に貢献できるように、意思決定の場に参加する立場になりたいと考えています。
質問5： 知財は、あなたの国の発展にどのように貢献しますか？	イスラエルは、研究開発に多額の投資を行っており、1人当たりの特許保有数が多いとされる国の一つに数えられています。知財によって、イスラエルの企業が国際取引を行い、より大きな企業へと成長していくことでしょう。	イスラエルは64年前に建国されました。当初は新興国として、国の構築から「砂漠の繁栄」まで、考えられるあらゆる領域で知財が利用されました。その後イスラエルは知財分野における主要国に仲間入りし、他国への輸出やそれらの国との協力を行い、他国の構築や繁栄を支援するためにその革新的技術と経験を活用しています。
質問6： 知財の良い側面は何ですか？	知財は、発明者や企業に、新しいさらに優れた技術開発をしようという意欲を起こさせます。そうした発明者や企業は、自らの取り組みを促進すると同時に、社会の向上に貢献することもできるのです。	知財のメリットは、それによって権利者が、登録された知財によって他者に対して競争上優位になるということです。もう一つの側面は、医薬品、医療機器、あるいは自動車分野用の補修部品などのニセモノ製品への対策になるということです。知財が登録されることにより、製品の使用者が、どれが「ホンモノ」で、その権利者が誰なのかを知ることができます。
質問7： 知財の悪い側面は何ですか？	知財は企業にとって重要になっており、企業はそれが他者にもたらす影響を考慮せずに、自分たちだけでそれを利用しています。企業は独占的立場を確保して、有利な価格で自社製品の販売を可能とします。	知財に関する権利は、知財に関する多くの情報をもつ大企業に有利に働きます。そうした企業は、知財関連法の精神とは逆に、皮肉にも、知財権が切れた後も製品に変更を加えて、そのビジネス分野で引き続き独占的地位を確保しようとします。
質問8： あなたは知財の未来、特に2030年の知財にどのような予想をしますか？	私は、テクノロジーの人気の高まりと、テクノロジー・スキルを学ぶ学生の増加により、知財の世界が大幅に拡大すると思います。将来的に知財の成長をもたらすことになるもう一つの側面は、ブラジルのような開発途上国の新しい市場です。それらの国々は、自国の経済の基盤を、ローテク産業よりもハイテク産業に重点的に置くことになるでしょう。	私は、情報の壁が低くなって、現在よりもはるかに多くの人々に、発展のために必要な知識が行き渡るようになることを期待しています。さらに私は、最低限の生活すらままならない人々や国家を助けるために、異なるアプローチが採用されるようになることも期待しています。私は、例えば、音、におい、味のようなまだ十分に保護されていない分野が現在よりも十分保護されることを期待しています。
質問9： あなたは日本国特許庁（JPO）についてどのようなことを知っていますか？	JPOは国際調査機関であり、ILPOとの間でPPH協定を結んでいることです。	私が知っているのは、日本の商標法は「先願」主義に基づいていること、日本はマドリッド協定議定書に参加していること、及び日本の法律はイスラエルの法律と似ていることです。また、JPOには約150人の商標審査官がいることも知っています。
質問10： JPOの仲間に何かメッセージがあればお書きください。	私はJPOと協力するのを楽しみにしています。	私は、JPOとILPOがマドリッド制度のユーザーの利益のために、両庁がさらに緊密に連携して、審査及びその手順、分類、並びにオフィスアクションに関するデータの交換が行われることを強く願っています。

2011年の調査への参加者総数は、過去の参加者数をはるかに上回りました。このことは、調査が成功したことを示しています。

調査結果は非常に肯定的なもので、この調査により、ILPOのサービスの利用者に対して、効率的で丁寧な良質なサービスが提供されていることがわかりました。ILPOの全部門に対する評価の平均値は、5段階評価で4となっています。調査の中で、ITインフラやその他の問題としてILPOに改善が必要とされるいくつかの問題点が提起されましたが、これらの問題点に関しては、ISO 9001規格の要件に従ってすでに是正措置が講じられています。

ILPOは、2011年に2010年度に関する初の年次報告書を発行し、2011年度に関する年次報告書も発行しています。年次報告書は、イスラエルの産業財産の分野におけるILPOの業務及び活動の公的透明性を開示します。報告書の目的は、技術的進歩を支援するILPOの活動についての情報を一般公衆に提供するとともに、提供する情報を拡大することです。年次報告書は、次のILPOのWebサイトでご覧いただけます：
http://old.justice.gov.il/MOJEng/RashamHaptentim/AnnualReport.htm。

5. 最後に

ILPOの国際的存在感は、ここ数年大きくなっています。イスラエルを第1出願国とする出願人は、PCT制度の主なユーザーです。ILPOは、そのようなイスラエルの出願人はもとより、他国の出願人に対してもより優れたサービスを提供するために、ユーザーに提供するサービスの範囲を広げることが重要であると考えています。したがって、ILPOは、特許協力条約（PCT）、マドリッド協定議定書、及びPPHのようなグローバルな協力の枠組みに積極的に参加しています。ILPOは、国際協力の拡大と、JPOとの関係に見られるように既存の協力体制の強化に絶えず取り組んでいます。そうした活動には、ILPOの財産といえる専門性を有する有能な人材が欠かせません。

profile

ノア・アミット

Eメール：NoaAmit@justice.gov.il

学歴：
2008年：ヘブライ大学（エルサレム）で外交及び安全保障研究を専攻し、国際関係の文学修士を取得。
2006年：同大学で、国際関係及び東アジア研究の文学士を取得。

職歴：
2010年10月～現在：イスラエル特許庁（エルサレム）で、国際関係責任者を担当。
2008年4月～2010年10月：ヘブライ大学の技術移転会社であるYissumで、政府助成金連絡係を担当。

言語：ヘブライ語、フランス語、英語、ドイツ語

本記事の掲載にあたり、小川亮様には、仲介役を引き受けて頂き、多大のご協力を賜りました。ここに深謝いたします。

（特技懇編集委員会）

協力者よりひとこと

「我々は世界のことを想像以上に知らないのではないか？」という疑問を日頃から持っていました。例えば、本記事中のイスラエルの業務時間や週休日といった現地では当たり前のことをどれほどの方がご存知だったでしょうか。日本のモノサシが意外と通用しない世界がまだあります。

知財分野も同様に、三極、5庁の情報は巷に溢れている一方で、新興国、途上国といった国々の情報はまだ限られています。「百聞は一見にしかず（Picture is worth a thousand words）」と言うように、現地に赴いて見聞きするのが一番ですが、そのような機会は決して多くはありません。

制度、組織、統計といった基本情報に加え、職員の素顔といった側面も盛り込んだ本稿が、このようなギャップを埋めることでき、少しでも皆様の参考になれば幸いです。また、ご意見、ご感想等がございましたら編集委員会までお寄せいただければ幸甚です。

特許審査第一部ナノ物理　小川　亮